

**令和３年度　みなと御前崎周辺賑わい創出事業整備計画策定業務委託
公募型簡易プロポーザル方式に係る手続き開始の公告**

御前崎市建設経済部商工観光課企業港湾室発注のみなと御前崎周辺賑わい創出事業整備計画策定業務委託について公募型簡易プロポーザル方式の手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

契約予定者を特定するための技術提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、以下の説明によるものとする。

令和３年　６月　３日

御前崎市長　柳澤　重夫

1　業務内容等

(1)　業務名

令和３年度　みなと御前崎周辺賑わい創出事業整備計画策定業務委託

(2)　業務目的

御前崎市では、平成 27 年度に「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、御前崎港周辺のまちづくりが、政策実現に向けた取り組みとして期待されている。また、平成 28 年に策定した「御前崎市観光基本計画」においても、基本方針の「既存の観光資源・地域資源の活用」における海浜地域の賑わいが期待されている。これらをもとに令和元年、「みなと御前崎周辺のまちづくり将来構想」を策定した。「みなと御前崎周辺のまちづくり将来構想」を具現化するため、①御前埼灯台とケーブパークを中心とするエリア、②マリンパーク御前崎を中心とするエリア、③御前崎港を中心とするエリアの賑わい施設整備、管理・運営等について検討する。なお、施設整備は管理・運営面から検討するものとし、施設整備手法及び管理・運営にあたっては、民間に委託することを含めた検討を行うものとする。

(3)　業務内容

- ア　みなと御前崎周辺の現状把握
- イ　サウンディング調査の実施
- ウ　報告書作成

(4)　履行期限

契約締結日の翌日から令和４年３月 18 日まで

(5)　契約限度額

本業務の契約限度額は、４,０００,０００円（消費税込み）とする。

(6)　業務実施上の条件

業務の打合せの回数は３回以上とし、初回、成果納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(7)　成果品

成果品は次のとおりとする。

- ア　電子データ（ＣＤ－Ｒ）　　　　２部
- イ　報告書（Ａ４版）　　　　　　２部

2　参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) **静岡県、愛知県、三重県、岐阜県内**に本社または支店・営業所を登録している法人。
- (3) 以下に示す、同種又は類似業務について、平成 28 年 4 月以降に完了した実績を有すること。
 - ・同種業務：サウンディング調査を実施した業務
 - ・類似業務：公共施設の利活用を検討した業務また、上記に示す、同種又は類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成 28 年 4 月 1 日から参加表明書提出日まで完了している業務経験を有する者。

- (4) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの期間に、御前崎市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

3 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 提出期間

令和 3 年 6 月 3 日(木)から令和 3 年 6 月 14 日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 提出先

別表 1 に示す、御前崎市役所商工観光課企業港湾室まで提出すること。ただし、書面は持参または郵送とする。郵送の場合は、令和 3 年 6 月 14 日(月)の消印まで有効とする。

(3) 提出内容

- 参加表明書(様式 1 号) 1 部

4 技術提案書及び見積書の提出

参加表明書を提出した者は、技術提案書(別表 2 に示す様式 2～8 号)を提出すること。また本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえて、見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が 2 者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和 3 年 6 月 22 日(火)から令和 3 年 7 月 7 日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 提出先

別表 1 に示す、御前崎市役所商工観光課企業港湾室まで提出すること。(郵送可)

(3) 提出内容

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ア 技術提案書(別表 2 に示す様式 2～8 号、根拠書類を含む) | 各 1 部 |
| イ アの PDF 形式データ(根拠書類を含む)を記録した CD-R | 1 枚 |
| ウ 見積書(様式 9 号) | 1 部 |

5 技術提案書の作成

(1) 作成上の基本事項

技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。また、他団体等の協力を得て又は学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。なお、業務に関係のない内容が技術提案書に含まれている場合は、その部分の提案を無効とする。

(2) 作成方法及び内容に関する留意事項

別表 2(技術提案書の作成及び記載上の留意事項)により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは 11 ポイント以上とする。

(3) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、技術提案書を無効とし、非選定又は非特定とすることがある。

6 既存資料の縦覧

技術提案書の作成にあたり、次のとおり既存資料を縦覧に供する（市役所外部への持ち出し不可）。ただし、縦覧を希望する場合には事前に別表1に示す、御前崎市役所商工観光課企業港湾室と縦覧時間について調整すること。なお、データ複製は可能であるが縦覧場所において自らパソコン等を持参の上複製すること。

(ア) 縦覧期間

参加表明書提出後から令和3年6月29日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

(イ) 縦覧場所

別表1に示す、御前崎市役所商工観光課企業港湾室

(ウ) 縦覧資料

御前崎市観光基本計画（平成28年3月）

令和元年度 御前崎港周辺のまちづくり将来構想策定業務委託（製本及び電子データ）

7 本説明書及び縦覧資料等に対する質問

- (1) 本説明書及び縦覧資料等に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。なお、質問の際はその旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

本説明書：令和3年6月3日（木）から令和3年6月10日（木）（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前9時から午後5時までの間

縦覧資料：令和3年6月3日（木）から令和3年6月23日（水）（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前9時から午後5時までの間

イ 提出先

別表1に示す、御前崎市役所商工観光課企業港湾室

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及びFAX番号、電子メールアドレス等を併記すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和3年6月29日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

イ 閲覧場所

別表1に示す、御前崎市役所商工観光課企業港湾室

8 ヒアリング

技術提案書の提案内容等について、配置予定の管理技術者に対して、次のとおりヒアリングを実施し、技術提案書の評価を行う。なお、ヒアリング出席者は管理技術者とするが、補助として担当技術者3名以内の出席を認めるものとする。ヒアリングは、「9 ヒアリング対象者の選定」による。

(1) 実施日時

令和3年7月12日（月）

（1社に対し30分程度、詳細な時間については別途通知する。）

(2) 実施場所

御前崎市役所 301 会議室（詳細な場所については別途通知する。）

(3) ヒアリング事項

ア 配置予定の管理技術者から技術提案書の内容について説明

イ 質疑応答

(ア) 配置予定の管理技術者の経歴及び業務実績

(イ) 技術提案の内容（実施方針、特定テーマ）

(4) その他

- ア ヒアリング時における、資料の追加は認めない。
- イ 参加時に配置予定の管理技術者であることを確認することができる写真付の身分証明書を持参すること。ただし、社員証など所属会社がわかる身分証明書は不可とする。
- ウ 説明に機材等が必要な場合は、技術提案書にその旨を記載し、ヒアリング時には必要となる機材等を持参すること。
- エ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大状況により、web によるヒアリングに変更する場合がある。

9 ヒアリング対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が 10 者以上の場合は、別表 3 の「1 予定技術者の経験及び能力」と「2 企業の能力等」の評価の合計が上位 9 者程度をヒアリング対象者として検討・実施する。

ヒアリング対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和 3 年 6 月 22 日（火）までに通知する。なお、非選定に対する事項は 9. 非選定理由に関する事項によるものとする。

10 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、令和 3 年 6 月 22 日（火）までに通知する。
- (2) (1) の通知を受けた者は、非選定通知の日の翌日から令和 3 年 6 月 30 日（水）17 時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和 3 年 7 月 5 日（月）までに書面により回答する。
- (4) (2) の書面は、別表 1 に示す御前崎市役所商工観光課企業港湾室まで提出すること。ただし、書面は持参または郵送、電子メールにより提出することとする。電子メール及び郵送にて提出の場合、その旨を電話で連絡すること。また郵送の場合は、令和 3 年 6 月 30 日（水）の 17 時まで必着とする。

11 契約予定者の特定

(1) 評価基準

技術提案書を別表 3 の評価項目・基準で評価し、評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が 2 者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が 2 者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

なお、評価において評価点の合計が満点の 60%以上に満たない者は特定しない。

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和 3 年 7 月 14 日（水）までに通知する。

12 非特定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者（「9 ヒアリング対象者の選定」によりヒアリング対象者として選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和 3 年 7 月 14 日（水）までに通知する。
- (2) (1) の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和 3 年 7 月 21 日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、令和 3 年 7 月 26 日（月）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2) の書面は、別表 1 に示す御前崎市役所商工観光課企業港湾室まで提出すること。ただし、書面は持参または郵送、電子メールにより提出することとする。電子メール及び郵送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

13 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

御前崎市業務委託契約約款により、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第6号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「御前崎市財務規則（平成16年御前崎市規則第36号）第220条第2項第3号の規定により免除」と記載がある場合は、本条は適用しないものとする。

1) 契約保証金の納付

2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

4) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付したものに限る。）

5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

6) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

15 その他の留意事項

(1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注したコンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又は、その出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注したコンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

(3) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して御前崎市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする場合がある。

ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合

イ 参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合

ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合

エ 白紙である場合

オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合

- カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (5) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
 - (6) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
 - (7) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
 - (8) 照会窓口は、別表 1 のとおりとする。
 - (9) 契約予定者として特定された者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。ただし、技術提案書の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。また、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するために、技術提案履行確認シートを契約後作成し、監督員に業務計画書提出時に提出する。なお、契約予定者の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために、具体的な実施方法について提案を求めることがある。
 - (10) 監督員は、上記技術提案履行確認シートに基づき工程上適切な時期に履行状況を確認する。技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案書の内容の全部又は一部が受注者の責により実施されなかった場合は、御前崎市業務委託契約約款第 40 条により履行の追完を請求する場合がある。

別表 1 (窓口) 〒437-1692 御前崎市池新田 5585 番地 御前崎市役所商工観光課企業港湾室

窓口部局名	電話及び FAX 番号	E-mail
建設経済部 商工観光課企業港湾室	TEL : 0537-85-1164 FAX : 0537-85-1156	kigyo@city.omaezaki.shizuoka.jp

別表 2 (技術提案書の作成及び記載上の留意事項)

様式 2 号を技術提案書の表紙として、以下の様式を記載の上、提出すること。

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
本社の所在地に関する登録状況等 (様式 3 号)	○根拠書類 ・本社の所在を証明する書類（登記簿謄本等の必要な部分）を添付すること。令和 3、4 年度御前崎市入札参加資格（建設関連委託）がある場合は省略できる。 ※登記簿謄本等は公告日から 3 か月以内に取得したものに限る。
企業の業務実績・能力等 (様式 4 号)	・会社や関係組織等が元請として平成 28 年 4 月 1 日から参加表明書提出日までに完了している同種又は類似業務を記載すること。 【同種業務】 サウンディング調査を実施した業務 【類似業務】 公共施設の利活用を検討した業務 ・同種又は類似業務として記載する業務は、1 事業につき 1 件とする。 ○根拠書類 ・業務が同種又は類似業務に該当していることが確認できる資料（契約図書の写し、図面、仕様書など）を添付すること。 ・令和 3 年 3 月 31 日までに I S O の認証取得がある場合、それを証明する書類を添付すること。 ・評価項目における評価対象地域に本社、営業所等がある場合は、あることを証明する書類（登記簿謄本等の必要な部分）を添付すること。（参加表明書及び技術資料を提出するために必要な要件における根拠資料と同じ場合は、提出を省略することができる）
業務実施体制 (様式 5 号)	・配置予定の管理技術者、担当技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を記載する。 ・配置予定の担当技術者は、複数（最大 5 名まで）とすることができるが、代表となる担当技術者を評価の対象とするため、代表担当技術者が明確にわかるようにすること。 ・分担業務の内容は、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行ない、担当技術者としての評価はしないものとする。
予定技術者の経歴 (様式 6 号)	・同種又は類似業務経験は、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、平成 28 年 4 月 1 日から技術提案書提出日までに完了している業務経験を記載する。 【同種業務】 サウンディング調査を実施した業務 【類似業務】 公共施設の利活用を検討した業務 ・当該地域の業務経験は、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、平成 28 年 4 月 1 日から参加表明書提出日までに完了している業務経験を記載する。 ○根拠書類 ・記載した業務が同種又は類似業務に該当していることが確認できる資料

	(契約図書の写し、図面、仕様書など)を添付すること。
業務の実施方針 (様式7号)	・「①業務の目的・内容について」、「②業務の制約となる条件等について」、「③業務の実施フロー及び工程表」、「④業務の課題等の対応方針について」、「⑤品質管理体制について」をA4版合計2ページまでに記載する。概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・文字サイズは11ポイントを基本とし、文字間隔は標準とする。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載(会社名、配置技術者名等)やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
特定テーマに対する技術提案 (様式8-1号 ・様式8-2号)	・次に掲げる特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 【特定テーマ1】 サウンディング調査の実施方針について 【特定テーマ2】 賑わい施設の持続可能な管理・運営への着目点 ・記載枚数は1テーマにつきA4版合計2ページまでとし、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載(会社名、配置技術者名等)やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
参考見積 (様式9号)	・見積は、業務内容及び技術提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出し作成する。 ・本業務の契約限度額は、4,000,000円(消費税込み)である。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。

別表3 (評価項目・基準)

1 予定技術者の経験及び能力 (36 点)

予定技術者の経験及び能力	評価項目		配点合計 (36 点)	
	評価基準		管理技術者	担当技術者
	業務経験等	業務経験		
		平成 28 年 4 月以降の同種又は類似業務の経験 (※ 1) を下記の順位で評価する。 ① 【同種業務】 サウンディング調査を実施した業務 ② 【類似業務】 公共施設の利活用を検討した業務 ③ 上記以外	① 12 点 ② 6 点 ③ 0 点	① 6 点 ② 3 点 ③ 0 点
	情報収集力	当該地域の業務経験 (※ 2) の有無について下記の順位で評価する。 ① 御前崎市周辺 (御前崎市、掛川市、菊川市、牧之原市) における経験あり ② 静岡県内における経験あり ③ 上記以外	① 12 点 ② 6 点 ③ 0 点	① 6 点 ② 3 点 ③ 0 点

※ 1 管理技術者又は担当技術者として従事した、平成 28 年 4 月 1 日から技術提案書提出日まで完了している業務を対象とする。

※ 2 配置予定技術者の業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設関連業務において管理技術者 (主任技術者) 又は担当技術者 (業務代理人) として従事し、平成 28 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。

2 企業の能力等 (14 点)

企業評価項目（21点）			
区分	評価項目		配点合計（14点）
	評価基準		
企業の業務実績、能力等	I S O の取組	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況（※1）を下記の順位で評価する。 ① I S O 9001 若しくは I S O 14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 4点 ② 0点
	地理的条件	本社又は営業所等の有無を下記の順位で評価する。 ① 御前崎市内に本社または営業所を有する若しくは御前崎市の業務を請負った業務実績を有する。 ② 静岡県内に本社または営業所を有する。 ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点
	業務実績	平成 28 年 4 月以降の同種又は類似業務の経験（※2）を下記の順位で評価する。 ①【同種業務】 サウンディング調査を実施した業務 ②【類似業務】 公共施設の利活用を検討した業務 ③ 上記以外	① 6点 ② 3点 ③ 0点

※ 1 企業の I S O の取組状況は、令和 3 年 3 月 31 日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。

※ 2 平成 28 年 4 月 1 日から参加表明書提出日までに完了している業務を対象とする。

3 実施方針等 (50 点)

区分	評価項目			配点
	評価基準			
実施方針等	業務理解度	業務の目的・内容	目的、内容の理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	25 点
		業務の制約条件等	現地の現状及び業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	
	実施手順	実施工程・フロー	業務実施手順を示す実施フローの妥当性及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	25 点
		課題等の対応方針	業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	
		品質管理体制	成果の品質確保に対する品質管理体制の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	

4 特定テーマに関する技術提案 (100 点)

【特定テーマ1】サウンディング調査の実実施方針について

【特定テーマ2】賑わい施設の持続可能な管理・運営への着目点

区分	評価項目			配点
	評価基準			
特定テーマに関する技術提案	特定テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	25 点
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、優れている場合に優位に評価する。	
		実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	25 点
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	
	特定テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	25 点
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、優れている場合に優位に評価する。	
		実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	25 点
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	